

本委員会の検討事項と進め方について

1. 背景

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が改正・公布（令和4年6月17日）され、2025年度以降に新築される原則全ての住宅・建築物の省エネ基準への適合が義務付けられることとなった。「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度のあり方（第四次答申）（令和4年2月1日）」においては、2030年度以降の新築におけるZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保に向けて、省エネ基準を段階的に引き上げていくこととされており、現在評価されていない省エネ技術の評価方法の整備を図る必要があるとされている。

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）が改正・公布（令和4年5月20日）され、建築物省エネ法で引用している省エネ法における「エネルギー」の定義が見直されることとなった。

2. 検討事項

住宅・非住宅建築物の省エネルギー性能に係る基準等の

- (1) 省エネ法改正に伴う対応
- (2) 省エネ未評価技術の評価の円滑化
- (3) その他

3. 検討体制

2. の検討事項は、国土交通大臣が定める基準であることから、「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」（以下「本委員会」という。）において検討を行う。

4. 検討の進め方

（令和5年）

1月25日 本委員会（2.（1）、（2））